平成２３年（フ）第６号
岩手県久慈市中町１丁目　巽山公園内、住民票上の住所岩手県久慈市巽町１丁目63番地
債務者　梅木　　司
1　決定年月日時　平成23年４月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月24日まで
盛岡地方裁判所二戸支部

平成２３年（フ）第２１号
和歌山県東牟婁郡串本町串本1338番地
債務者　須賀　**祐**子
1　決定年月日時　平成23年４月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月24日まで
和歌山地方裁判所田辺支部

平成２３年（フ）第９４号
静岡県伊東市桜ガ丘２丁目１番13号　グランさくらヶ丘105号
債務者　髙橋　次男
1　決定年月日時　平成23年３月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月25日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２３年（フ）第１４０号
埼玉県春日部市西八木崎３丁目１番47号
債務者　中島　悦子
1　決定年月日時　平成23年４月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月26日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２３年（フ）第５２号
埼玉県所沢市大字上安松490番地の６
債務者　中川　　渉
1　決定年月日時　平成23年３月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月26日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第１６４号
埼玉県飯能市大字川寺387番地１　ディアコートＥ―202
債務者　河野三枝子
1　決定年月日時　平成23年３月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月26日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第１７７号
埼玉県所沢市大字下安松795番地の１　サンパレス503、前住所埼玉県日高市大字鹿山205番地１　日高鹿山ハイツ301号室
債務者　村上　浩二
1　決定年月日時　平成23年３月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月26日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第１８１号
埼玉県富士見市水谷東２丁目31番15号　コーポやわら202
債務者　小林　秀夫
1　決定年月日時　平成23年３月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月26日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第１８８号
埼玉県飯能市大字中山268番地１　メゾネット新井１―５、前住所埼玉県飯能市大字中藤下郷23番地152
債務者　露崎　悦邦
1　決定年月日時　平成23年３月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月26日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第８４号
静岡県熱海市下多賀872番地の１
債務者　佐藤　幸秀
1　決定年月日時　平成23年３月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月26日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２３年（フ）第１８７号
埼玉県所沢市東所沢和田２丁目25番地の22　ニューブライトマンション405
債務者　岩間　康子（旧姓村島）
1　決定年月日時　平成23年４月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月27日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第４５３号
埼玉県南埼玉郡宮代町字中島242番地６　栗田ハイツ502号、旧住所埼玉県春日部市梅田２丁目４番17号　サンレピュート古野102号
債務者　荻野　成樹
1　決定年月日時　平成23年４月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月30日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第４６４号
埼玉県久喜市鷲宮中央２丁目５番16号　大林アパート２階
債務者　笠原　一久
1　決定年月日時　平成23年４月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月30日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第５号
千葉県香取郡東庄町東今泉2357番地53　ベルウッドＡ号棟
債務者　佐々木優太
1　決定年月日時　平成23年４月５日午後４時15分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月30日まで
千葉地方裁判所佐原支部

平成２３年（フ）第１３２号
愛知県安城市桜町11番１号　ハイレジデンス桜町203
債務者　井上　恭宏
1　決定年月日時　平成23年４月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月30日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２３年（フ）第１０号
京都府綾部市上野町藤山６番地　シャトー上野101号
債務者　松井　忠司
1　決定年月日時　平成23年４月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月30日まで
京都地方裁判所福知山支部破産係

平成２３年（フ）第１３７号
鹿児島県鹿児島市下伊敷２丁目26番14―13号
債務者　鶴田　ミフ
1　決定年月日時　平成23年３月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月30日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係